

議案第 1 2 号

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の公布に伴い、条例に所要の改正を行うため、提案するものである。

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年嘉麻市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第12号参考

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行
<p>略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りで</p>

改正後	現行
4 略 第5条・第6条 略	ない。 4 略 第5条・第6条 略

嘉麻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(参考資料)

令和6年2月
嘉麻市 デジタル戦略課

条例改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の一部が改正され、情報連携できる事務を定めている法別表第二が削除され、これに代えて、別表(改正前の別表第一)に掲げる事務について、主務省令で定めることにより情報連携を可能とする仕組みに改められるため、条例に所要の改正を行うもの。

法改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号) 施行期日:公布の日(令和5年6月9日)から1年3月以内の政令で定める日

課題

新規の情報連携を可能にするためには、都度、法改正を行う必要があり、情報連携を行うために、法改正で約1年、システム改修で約1年必要であり、迅速な情報連携が困難であった。

改正後

情報連携できる事務を定めている法別表第二を削除し、これに代えて、マイナンバーの利用が認められている事務の範囲内において、主務省令で定めることにより、迅速な情報連携を実現する仕組みに改めた。
これにより、手続きにおける添付書類の省略が早期に実現可能となり、利用者の負担軽減につながる。

法別表第一(マイナンバーを利用できる事務が規定) → **法別表**

法別表第二(情報連携できる事務が規定) → **主務省令**